

## 令和5年度せん孔業務に係る処理要領

### 1 せん孔業務の発注

せん孔業務の発注は、当該個別業務の処理内容、処理期限、処理業務量を記載したせん孔発注票(以下「発注票」という。)に原始伝票を添付して行う。

### 2 せん孔の体制及び方法

#### (1) せん孔の体制

受託者は、県庁内せん孔室にキーパンチャーを常駐させること。

なお、県があらかじめ承諾した場合には、県庁内せん孔室にキーパンチャーが常駐しない日を定めることができるものとする。

繁忙期においては、期日内に納品できるよう柔軟な応援体制又は超過勤務体制がとれること。

なお、これらに要する人件費等の費用は、受託者の負担とする。

#### (2) せん孔の方法

県庁内せん孔室において発注票及び当該個別業務に係るせん孔方法に従いせん孔し、かつ、必ず検孔すること。ただし、やむを得ない事情があるとして、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、県庁外でのせん孔処理を認めるものとする。

### 3 成果品の納入

(1) 受託者は、せん孔処理した成果品を記録媒体に記録し、委託者へ納入すること。

(2) 受託者は、発注票により指定する日時までに、成果品に必要な事項を記入したせん孔納入票を添えて納入するとともに、原始伝票を返還すること。

なお、総桁数の算定に当たっては、委託者の確認した平均桁数を使用するものとする。

(3) 委託者は、成果品の納入があったときは、検査を行う。この検査に合格しないときは、受託者は直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、検査に合格した補正品をもって成果品とする。

### 4 媒体記録形式

#### (1) 記録媒体

コンパクトディスク (CD-R、CD-RW を含み、以下「CD」という。)

#### (2) オペレーティングシステム及びコード体系について

① 日本電気株式会社製オペレーティングシステム ACOS4 で処理する場合

(i) 記録媒体について

本県の指示する媒体 (CD) とする。

(ii) コード体系

英数カナを EBCDIC コードとし、漢字を JIPS(E)コードとする。

② マイクロソフト社製オペレーティングシステムで構成するサーバ等を介して日本電気株式会社製オペレーティングシステム ACOS4 で処理する場合

(i) 記録媒体について

本県の指示する媒体 (CD) とする。

(ii) コード体系

記録するコード体系は上記①(ii)と同様とする。なお、汎用コンピュータへバイナリモードでファイル転送できること。

(iii) マイクロソフト社製オペレーティングシステムで構成するサーバ等についてサーバは Windows Server 2016、端末は Windows10 で処理できる記録媒体で提供すること。

③ マイクロソフト社製オペレーティングシステムで構成するサーバ等を介して処理する場合

(i) 記録媒体について

本県の指示する媒体 (CD) とする。

(ii) コード体系

記録するコード体系は県と受託者で協議のうえ定めることとする。

(iii) マイクロソフト社製オペレーティングシステムで構成するサーバ等についてサーバは Windows Server 2016 以上、端末は Windows10 以上で処理できる記録媒体で提供すること。

④ それ以外の処理の場合

県と受託者で協議のうえ処理をする。

(3) 受託者は、安全対策のため成果品を記録した正副 2 本の記録媒体を作成し、うち副本は、受託者が保管すること。

(4) 記録媒体の返還があったときは、受託者は、速やかに当該記録媒体及びその副本に記録した成果品を抹消すること。

(5) 受託者は、委託者の指示により複写、又は複製したデータを、委託者の指示する方法により抹消すること。

## 5 委託業務に伴う原始伝票及び記録媒体の授受及び管理

(1) 委託業務に伴う原始伝票及び記録媒体 (以下「データ」という。) の授受及びこれらの管理に要する一切の費用は、全て受託者の負担とする。

(2) データの授受を行う場所は、委託者が別途指示する県庁内とする。

なお、この授受を行う受託者の使用者は、身分証明書を携行し、提示を求められた場合には、応じなければならない。

(3) データを県庁内せん孔室外へ持出すことは禁止する。ただし、2 (2) ただし書又はデータの授受その他やむを得ない事情があるとして、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

(4) 受託者は、データを確実に梱包して、保管し、汚損、破損、盗難、紛失等のないように適正に取り扱わなければならない。

## 6 委託業務遂行に当たっての什器等の整備

受託業務を遂行するに当たって必要なせん孔機器その他什器備品、事務文具等は、受託者で用意すること。

当該業務で使用した情報が記録されたせん孔機器等について業務の終了又は廃棄等により庁外に持ち出す場合は、委託者立会いの下、機器内のデータが復旧ソフトウェア等により復旧されることのないように、物理的破壊等による措置を施さなければならない。

## 7 誓約書

受託者は、委託事務を担当する従業員本人の秘密保持及び法令遵守に関する誓約書を提出すること。

## 8 秘密の保持

受託者は、秘密の保持及び個人情報の保護について、その従事者に周知し徹底させなければならない。

# せん孔発注（納入）票

次のとおり発注いたしたい。

電算システム主管課

業務名						
せん孔 コード				入 力 帳票名		
				英数・カナ 漢 字		
発	原 票 枚 数			枚	メディア 種 別 (媒体名)	(       )
	レ コ ー ド 数			件	レコード サ イ ズ	バ イ ト
注	レ コ ー ド の 平 均 カ ラ ム 数			桁	ブ ロ ッ ク サ イ ズ	レ コ ー ド
	発 注 年 月 日 ・ 時 刻			年   月   日	時   分	
		処 理 期 限				
				月   日   時 まで		

納  入	納 入 月 日					
			月   日   時			
		原 票 枚 数			データ件数	
		納入テープ ナンバー			総 桁 数	
上記のとおり納入します。					担当者	
委託業者						

# せ ん 孔 発 注 票

委託業者

様

次のとおり発注します。

電算システム主管課

業務名						
せん孔 コード				入 力 帳票名		
				英数・カナ		
				漢 字		
発	原 票 枚 数	枚		メディア 種 別 (媒体名)	(            )	
	レ コ ー ド 数	件		レコード サ イ ズ	バ イ ト	
注	レ コ ー ド の 平 均 カ ラ ム 数	桁		ブ ロ ッ ク サ イ ズ	レ コ ー ド	
	発 注 年 月 日 ・ 時 刻	年    月    日		時    分		
	処 理 期 限	月    日		時 まで		

納 入	納 入 月 日	月    日    時		
	原 票 枚 数			データ件数
	納入テープ ナ ン バ ー			総 桁 数

業務受託における秘密保持及び法令等遵守に関する誓約書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

氏 名 (自筆)

所属する事業者の所在地

所属する事業者の名称

所属する事業者の代表者

⑩

私は、私が所属する事業者が愛媛県から受託している「せん孔業務」に従事する業務担当者として、個人情報の保護に関する法律等の関係法令及び愛媛県情報セキュリティポリシー等の関係規定等を遵守するとともに、業務従事期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た秘密情報を漏らさないことを誓約します。

なお、秘密情報を漏洩した場合は、関係法令により罰則対象となる場合があることを認識するとともに、秘密情報漏洩により県に損害を与えた場合は、個人に責任が帰属する範囲においても、これを賠償することを合わせて誓約します。